

# 横須賀市報

第 1813 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目 次

### 告 示

- ◇横須賀都市計画の変更について…………… 14747
- ◇港湾施設の概要について中一部改正…………… //
- ◇都市公園法に基づく兼用工作物の管理の方法に係る協議の成立について…………… //
- ◇固定資産評価審査委員会委員の退職について…………… //
- ◇固定資産評価審査委員会委員の選任について…………… //
- ◇固定資産評価審査委員会委員の再任について…………… //
- ◇指定代理納付者の指定について…………… 14748
- ◇指定代理納付者の指定について…………… //
- ◇固定資産課税台帳に登録すべき価格等の登録について…………… //
- ◇指定代理納付者の指定について…………… //
- ◇包括外部監査契約の締結について…………… //
- ◇収納事務の委託について…………… //
- ◇収納事務の委託について…………… 14750
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について…………… 14751
- ◇収納事務の委託について…………… //
- ◇徴収事務の委託について…………… 14752
- ◇徴収事務の委託について…………… //
- ◇収納事務の委託について…………… //
- ◇道路区域変更及び供用開始について…………… //
- 公 告**
- ◇市民税・県民税の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… 14753
- ◇開発行為の工事完了について…………… //
- ◇開発行為の工事完了について…………… //
- ◇債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇横須賀都市計画地区計画変更1次案の縦覧について…………… //
- ◇都市公園の区域及び面積の変更について…………… 14754
- 上下水道局告示**
- ◇収納事務の委託について…………… //
- ◇指定下水道工事店の継続指定について…………… //
- 教育委員会告示**
- ◇指定重要文化財の指定について…………… 14755
- 選挙管理委員会告示**
- ◇神奈川海区漁業調整委員会の委員の選挙における投票区廃止…………… //
- 農業委員会告示**
- ◇農業委員会総会の招集について…………… //
- 正 誤**

## 告 示

### 横須賀市告示第54号 (令和3年3月26日) 掲示済

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき横須賀都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示します。

その都市計画の図書は、横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和3年3月26日

横須賀市長 上地 克明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更した土地の区域
横須賀都市計画下水道公 共下水道	横須賀市三春町2丁目及び公郷 町1丁目地内

### 横須賀市告示第55号 (令和3年3月26日) 掲示済

平成6年横須賀市告示第44号（港湾施設の概要について）の一部を次のように改正します。

令和3年3月26日

横須賀市長 上地 克明

第18項の表新港湾施設用地の項の次に次のように加える。

浦賀港湾施設用 地	浦賀4丁目	港湾情報提供施 設敷地	27,614
--------------	-------	----------------	--------

### 横須賀市告示第57号 (令和3年3月30日) 掲示済

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定により、都市公園と道路との効用を兼ねる施設等（以下「兼用工作物」という。）の管理の方法について次のとおり協議が成立しました。

令和3年3月30日

横須賀市長 上地 克明

- 1 都市公園の名称  
追浜公園
- 2 道路の名称又は種類  
市道1627号及び市道4326号
- 3 兼用工作物の位置  
別図のとおり
- 4 兼用工作物の管理を行う者  
道路管理者 横須賀市
- 5 兼用工作物の管理の内容  
兼用工作物の維持管理  
(別図略)

### 横須賀市告示第58号 (令和3年4月1日) 掲示済

本市固定資産評価審査委員会委員馬場佳子は、令和3年3月31日任期満了により退職しました。

令和3年4月1日

横須賀市長 上地 克明

### 横須賀市告示第59号 (令和3年4月1日) 掲示済

本市議会の同意を得て、令和3年4月1日日本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任しました。

令和3年4月1日

横須賀市長 上地 克明

横浜市神奈川区高島台11番地16  
佐 藤 三千代

### 横須賀市告示第60号 (令和3年4月1日) 掲示済

本市議会の同意を得て、令和3年4月1日日本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を再任しました。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明  
 東京都稲城市若葉台 4 丁目35番地若葉台パークヒルズG棟  
 701号室  
 井 上 賢 一  
 横須賀市日の出町1丁目11番地 1 1202  
 渡 邊 弘 美

横須賀市告示第61号 (令和3年4月1日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)第115条の規定により告示します。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称  
 (1) 静岡県沼津市大手町五丁目6番7号  
 スルガカード株式会社
  - 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
 株式会社トラストバンク
  - 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス  
 楽天株式会社
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
 横須賀応援ふるさと納税(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)
  - 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第62号 (令和3年4月1日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)第115条の規定により告示します。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称  
 (1) 東京都港区南青山五丁目1番22号  
 株式会社ジェーシービー
  - 東京都港区台場二丁目3番2号  
 ユーシーカード株式会社
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
 市民税及び県民税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)、固定資産税、軽自動車税、都市計画税並びに地方税の延滞金(納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により代理納付されるものに限る。)
  - 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第63号 (令和3年4月1日) 掲 示 済

令和3年度の固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を登録しましたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第64号 (令和3年4月1日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)第115条の規定により告示します。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称  
 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号  
 みずほ東芝リース株式会社
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
 市民部窓口サービス課及び市民サービスセンター中央店で取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料(市民部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。)
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第65号 (令和3年4月1日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示します。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 包括外部監査契約の期間の始期  
 令和3年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
 基本費用、執務費用及び実費の合計額
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
 稲 垣 正 人  
 横浜市青葉区美しが丘西1丁目24番地1
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
 監査の結果に関する報告提出後に一括払  
 ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。

横須賀市告示第68号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和3年4月12日

横須賀市長 上 地 克 明

- 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラストバンク 代表取締役 川 村 憲 一	地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に定める寄附金(横須賀応援ふるさと納税に限る。)
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス	楽天株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩 史	地方税法第37条の2第1項に定める寄附金(横須賀応援ふるさと納税に限る。)
東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構 理事長 吉 本 和 彦	手数料条例別表第3第1項第1号に定める手数料(戸籍法第120条第1項の規定に基づく交付に係るものに限る。)及び同表第2項第2号に定める手数料(住民基本台帳法第12条第5項の規定に基づく交付に係るもの)

		のに限る。)並びに印鑑条例第6条第4項に定める証明手数料であって、市長が別に定める場所における交付に係るもの			
横浜市中区日本大通33番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一	横須賀市健康増進センターの駐車場に係る財産条例第10条第1項に定める使用料		横須賀市小川町11番地	シティサポートよこすか・横須賀緑化造園協同組合 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	火葬場条例第5条第1項に定める使用料及び手数料条例別表第10第1号ウに定める手数料		横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹
横須賀市新港町1番地11	一般社団法人横須賀市医師会 会長 遠 藤 千 洋	横須賀市立看護専門学校条例第4条に定める授業料、入学検定料、入学金及び証明書交付手数料		横須賀市平作四丁目10番6号	よこすかグリーンパーク共同事業体 代表者 横須賀緑化造園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓
東京都千代田区平河町二丁目6番3号	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉 新 通 康	病児・病後児保育センター条例第12条第2項に定める使用料		東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	横須賀花の国・西武パートナーズ 代表者 西武造園株式会社 取締役社長 大 嶋 聡
横須賀市平作四丁目10番6号	よこすかグリーンパーク共同事業体 代表者 横須賀緑化造園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓	青少年の家条例第13条第1項に定める使用料		横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 前 川 龍 男
横浜市神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 美 紀	療育相談センター条例第13条第1項から第5項までに定める使用料及び手数料		横須賀市小川町11番地	シティサポートよこすか・横浜DeNAベイスターズ共同事業体 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹
横須賀市小川町11番地	シティサポートよこすか・横浜DeNAベイスターズ共同事業体 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	追浜公園及び夏島都市緑地に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ及びキに定める使用料を除く。)並びに夏島グラウンドに係る有料広場条例第12条第2項に定める使用料		東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	横須賀三笠・西武パートナーズ 代表者 西武造園株式会社 取締役社長 大 嶋 聡
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	横須賀三笠・西武パートナーズ 代表者 西武造園株式会社 取締役社長 大 嶋 聡	三笠公園及びヴェルニー公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、オ及びキに定める使用料を除く。)		横須賀市小	C S Y・新生ビルテクノ共同事業体 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか
					不入斗公園、衣笠公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ及びキに定める使用料を除く。)
					佐原2丁目公園、大津公園、はまゆう公園及び根岸公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ及びキに定める使用料を除く。)
					田浦梅の里、衣笠山公園、しょうぶ園、光の丘水辺公園及び太田和つじの丘に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部及びキに定める使用料を除く。)
					くりはま花の国及びベリー公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、カ及びキに定める使用料を除く。)
					佐島の丘第4公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ及びキに定める使用料を除く。)
					湘南鷹取5丁目第2公園、根岸公園、浦賀7丁目公園、久里浜公園、長沢村岡公園、富浦公園及び馬堀海岸公園の水泳プールに係る都市公園

川町11番地	か 代表理事 竹内英樹	条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、カ及びキに定める使用料を除く。）	住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	取 納 事 務 地方税法第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税及び同条第6項第1号に定める都市計画税のうち、納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により納付されるもの
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 前川龍男	走水水源地公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ及びキに定める使用料を除く。）	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都品川区西五反田二丁目20番4号	タイムズ24株式会社 代表取締役社長 西川光一	燈明堂緑地駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ及びキに定める使用料を除く。）	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	ビルングシステム株式会社 代表取締役 江田敏彦	
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	横須賀公園墓地管理グループ 代表者 西武造園株式会社 取締役社長 大嶋 聡	公園墓地条例第21条第3項及び第32条第3項に定める手数料並びに同条例第34条第1項に定める休憩室使用料及び休憩室附属設備使用料	東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社 代表取締役 中山一郎	
横須賀市夏島町19番地	住友重機械エンバイロメント株式会社環境技術センター センター長 知久治之	手数料条例別表第5第1項第2号ウ及び同項第3号に定める手数料	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
横浜市中区長者町八丁目134番地	株式会社リスコム 代表取締役 瀧澤 聡	横須賀港湾施設使用条例第6条に定める使用料	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦	
横浜市都筑区仲町台三丁目5番7号第三セキビル	サカタのタネグリーンサービス株式会社 代表取締役 岩井雅彦	港湾緑地条例第10条第2項に定める使用料	東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信	
横須賀市本町二丁目1番地	公益社団法人横須賀市シルバー人材センター 理事長 郡 隆 信	横須賀市漁港管理条例第12条第1項に定める使用料（漁港区域内駐車場に係るものに限る。）	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
2 委託の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで ~~~~~			東京都品川区西品川一丁目1番1号	LINE Pay株式会社 代表取締役 長福久弘	
横須賀市告示第69号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。 令和3年4月12日 横須賀市長 上地克明			東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
1 受託者の住所・氏名等			東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩	

東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横 山 敏 貴
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ 代表取締役 目 黒 俊 治
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯 吉 真

によって徴収するものに限る。)、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税及び同条第6項第1号に定める都市計画税のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年4月12日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
浦賀丘3丁目自治会	猪 岐 松 男 横須賀市浦賀丘3丁目7番7号	篠 田 昌 弘 横須賀市浦賀丘3丁目10番14号

横須賀市告示第71号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和3年4月12日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	国民健康保険法第76条第1項に定める保険料(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細 見 研 介	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横 山 敏 貴	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役	

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	本 間 洋 株式会社ポブラ 代表取締役 目 黒 俊 治
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目 421 番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋
東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯 吉 真

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。

令和3年4月12日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
横須賀市新港町1番地11	一般社団法人横須賀市医師会 会長 遠 藤 千 洋	救急医療センター条例第10条第2項第3号に定める手数料

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第73号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。

令和3年4月12日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉 新 通 康	横須賀市病院事業条例第10条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第2項に定める使用料及び手数料（使用料については、横須賀市立うわまち病院に係る平成19年度分までのもの及び横須賀市立市民病院に係る平成21年度分までのものに限る。）

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和3年4月12日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	自転車等の放置防止に関する条例第12条に定める移動費用

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和5年9月30日まで

横須賀市告示第75号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和3年4月12日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年4月12日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終	点 点
741	坂本町2丁目39番の3地先から 坂本町2丁目39番の34地先まで	
7,765	馬堀町3丁目91番の14地先から 馬堀町3丁目88番の9地先まで	
7,766	馬堀町3丁目88番の18地先から 馬堀町3丁目61番の12地先まで	
7,767	馬堀町3丁目57番の1地先から 馬堀町3丁目91番の20地先まで	
7,768	馬堀町3丁目88番の32地先から 馬堀町3丁目88番の12地先まで	
7,769	馬堀町3丁目57番の4地先から 馬堀町3丁目91番の20地先まで	

公 告

横須賀市公告第58号 (令和3年3月30日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和2年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 2 期 分	令和3年3月17日
		第 3 期 分	令和2年11月27日
			令和3年3月17日
		第 4 期 分	令和3年2月24日 令和3年3月17日

(別紙略)

横須賀市公告第59号 (令和3年3月30日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第60号 (令和3年3月30日) 掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和3年1月18日 令2開第16号	令和3年3月15日 令2第25号	横須賀市津久井3丁目920番2	千葉県市川市真間4丁目4番13-214号真間パレスマンション 内 川 雅 永

横須賀市公告第64号 (令和3年4月2日) 掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年4月2日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和2年8月27日 令2開第9号	令和3年3月25日 令2第26号	横須賀市久里浜7丁目1512番15	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充

横須賀市公告第65号 (令和3年4月6日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月6日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第66号 (令和3年4月6日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月6日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第67号 (令和3年4月9日) 掲 示 済

都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第48号)第18条第1項の規定により、次の地区計画の都市計画変更の1次案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日の翌日から起算して2週間縦覧に供します。

なお、当該地区計画の都市計画変更の1次案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する方は、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を市に提出することができます。

令和3年4月9日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	地区計画の位置及び区域
横須賀都市計画地区計画安針台地区地区計画	横須賀市安針台地内
横須賀都市計画地区計画横須賀リサーチパーク地区地区計画	横須賀市岩戸5丁目、光の丘及び長沢6丁目地内
横須賀都市計画地区計画海辺ニュータウン地区地区計画	横須賀市平成町1丁目、平成町2丁目、平成町3丁目、安浦町2丁目、安浦町3丁目、三春町2丁目及び三春町3丁目地内
横須賀都市計画地区計画汐入駅前第3地区地区計画	横須賀市本町3丁目地内
横須賀都市計画地区計画吉井・池田地区地区計画	横須賀市桜が丘1丁目、池田町1丁目、池田町2丁目、池田町3丁目、池田町4丁目、吉井2丁目、吉井3丁目、吉井4丁目、浦賀2丁目及び浦賀5丁目地内
横須賀都市計画地区計画衣笠町地区地区計画	横須賀市衣笠町及び大矢部5丁目地内
横須賀都市計画地区計画ワイハート地区地区計画	横須賀市衣笠町字下ノ谷・字坂口・字湯屋谷・字深山・字大畑、山科台、太田と5丁目及び長坂5丁目地内
横須賀都市計画地区計画佐原2丁目地区地区計画	横須賀市佐原2丁目地内
横須賀都市計画地区計画追浜本町2丁目地区地区計画	横須賀市追浜本町2丁目地内

横須賀都市計画地区計画大滝町2丁目地区地区計画	横須賀市大滝町2丁目地内
横須賀都市計画地区計画若松町3丁目地区地区計画	横須賀市若松町3丁目及び深田台地内
横須賀都市計画地区計画森崎3丁目地区地区計画	横須賀市森崎3丁目地内
横須賀都市計画地区計画森崎5丁目地区地区計画	横須賀市森崎5丁目及び森崎6丁目地内

~~~~~  
**横須賀市公告第68号** (令和3年4月12日)  
掲 示 済

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和3年4月12日からその供用を開始します。

令和3年4月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 名 称   | 位置(代表地番)   | 区 域    | 面 積               |                   |
|-------|------------|--------|-------------------|-------------------|
|       |            |        | 変更前               | 変更後               |
| 衣笠山公園 | 小矢部4丁目922番 | 別図のとおり | 平方メートル<br>115,342 | 平方メートル<br>247,017 |
| 神明公園  | 神明町1番8     | 別図のとおり | 25,263            | 25,259            |

(別図略)

## 上下水道局告示

### 横須賀市上下水道局告示第12号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和3年4月12日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

1 受託者の住所・氏名等

| 住 所                   | 氏 名                                      | 収 納 事 務                                             |
|-----------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 | SMBCファイナンスサービス株式会社<br>代表取締役社長<br>小 野 直 樹 | 横須賀市水道事業給水条例第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例第14条第1項に規定する使用料 |

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 横須賀市上下水道局告示第13号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第15条の規定に基づき、令和3年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として継続指定しました。

令和3年4月12日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名         | 代 表 者 名   | 所 在 地                     | 指 定 年 月 日 |
|-------|-----------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 須 124 | 株式会社二幸管理        | 二 宮 治 郎   | 横須賀市田浦町四丁目14番地            | 令和3年4月1日  |
| 須 130 | 株式会社富士住設機器      | 山 下 陽 次   | 横浜市旭区笹野台三丁目48番20号         | 同         |
| 須 135 | 興栄工業株式会社        | 山 本 毅 一 郎 | 横浜市鶴見区獅子ヶ谷一丁目56番8号        | 同         |
| 須 207 | 有限会社タカハシ設備工業    | 高 橋 行 雄   | 川崎市宮前区西野川三丁目12番13号        | 同         |
| 須 213 | 有限会社コマキ住設       | 小 牧 好 一   | 横須賀市栗田二丁目38番2号            | 同         |
| 須 215 | エイチエスシー株式会社     | 平 野 浩 一   | 横須賀市吉井四丁目6番10号            | 同         |
| 須 217 | 朋栄建設株式会社        | 佐々木 伸 洋   | 横浜市都筑区勝田町381番地            | 同         |
| 須 218 | ウォーターライフ株式会社    | 関 友 昭     | 横須賀市平作一丁目24番4号            | 同         |
| 須 220 | 有限会社永匠          | 窪 島 勇 人   | 藤沢市善行坂二丁目12番55号ヴェルディ湘南202 | 同         |
| 須 221 | ホクヨー住宅設備株式会社    | 佐々木 正 利   | 横浜市瀬谷区南瀬谷一丁目81番17号        | 同         |
| 須 223 | 株式会社相創          | 宮 本 真 人   | 平塚市西八幡三丁目8番11号            | 同         |
| 須 226 | 株式会社モリ土木        | 森 英       | 横浜市南区宿町二丁目50番地            | 同         |
| 須 227 | 有限会社開工業         | 山 本 紘 平   | 横浜市鶴見区獅子ヶ谷一丁目42番15号       | 同         |
| 須 228 | 株式会社川嶋土木        | 大 橋 康 一   | 横浜市旭区白根二丁目7番24号           | 同         |
| 須 287 | 有限会社日本配管サービス    | 大 畑 光 弘   | 横浜市緑区新治町474番地1ラトゥール104号   | 同         |
| 須 289 | 株式会社三石設備コンサルタント | 木 幡 泰 治   | 横浜市青葉区つつじが丘7番地12          | 同         |
| 須 291 | 大榮住設            | 大 井 ゆ かり  | 横須賀市大矢部5丁目16番10-301号      | 同         |
| 須 292 | 株式会社オサダ管工       | 長 田 一 彦   | 横浜市瀬谷区阿久和西四丁目32番地2        | 同         |

|       |                |         |                    |   |
|-------|----------------|---------|--------------------|---|
| 須 296 | 株式会社モリコーポレーション | 森 義 郎   | 横浜市南区共進町二丁目40番地    | 同 |
| 須 300 | サカキ設備          | 榑 圭 一   | 藤沢市渡内3丁目9番19号      | 同 |
| 須 301 | 株式会社青木管工       | 青 木 和 征 | 横須賀市野比一丁目40番11号    | 同 |
| 須 341 | 株式会社吉村土木工業     | 吉 村 知 宏 | 横須賀市山科台27番17号      | 同 |
| 須 343 | アソー熱工業株式会社     | 関 野 功   | 小田原市中曽根31番地12      | 同 |
| 須 344 | 株式会社ライフ・コア横浜   | 木 村 正 司 | 横浜市港南区下永谷二丁目26番10号 | 同 |
| 須 345 | 杉山設備           | 杉 山 裕 貴 | 横須賀市野比3丁目12番1-504号 | 同 |
| 須 346 | 有限会社プロンプト      | 加 藤 久 剛 | 横浜市青葉区市ケ尾町1169番地28 | 同 |
| 須 347 | 株式会社石井住設       | 石 井 善 明 | 横須賀市鴨居一丁目67番2号     | 同 |

### 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第6号 (令和3年3月17日 掲 示 済)

文化財保護条例(昭和39年横須賀市条例第41号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定重要文化財として指定します。

令和3年3月17日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

新たに指定重要文化財に指定する文化財

| 種 別             | 名 称                             | 数 量 | 所在地番及び所有者                      |
|-----------------|---------------------------------|-----|--------------------------------|
| 有形文化財<br>(彫刻)   | 銅造 観音菩薩<br>立像                   | 1 軀 | 西逸見町1丁目<br>11番<br>宗教法人 浄土<br>寺 |
| 有形文化財<br>(絵画)   | 紙本墨画 墨梅<br>図<br>長島雪操筆           | 3 幅 | 浦賀7丁目11番<br>4<br>長島洋一          |
| 有形文化財<br>(歴史資料) | 横須賀製鉄所製<br>図工長メラング<br>家<br>旧蔵資料 | 71点 | 深田台95番<br>横須賀市                 |

### 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第4号 (令和3年4月1日 掲 示 済)

神奈川県漁業調整委員会の委員の選挙における投票区(昭和54年横須賀市選挙管理委員会告示第74号)は、廃止する。

令和3年4月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

### 農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第4号 (令和3年4月1日 掲 示 済)

令和3年第4回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和3年4月1日

横須賀市農業委員会  
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和3年4月12日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - (2) 非農地証明の申請について
  - (3) 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
  - (4) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
  - (5) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

### 正 誤

令和3年3月25日付け横須賀市報第1812号 14742 ページ横須賀市公告第57号中「山崎光代」は「山崎充代」の、同ページ横須賀市上下水道局告示第9号中「横須賀市上下水道局告示第9号」は

「横須賀市上下水道局告示第9号 (令和3年3月25日 掲 示 済)」のいずれも誤り